



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○ 県議会定例会の招集（財政課）	1
<b>公 告</b>	
○ 位置境界明確化調査による地図及び簿冊の閲覧（県土・跡地利用対策課）	1
○ 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）	2
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課）	2
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課）	3
○ 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部運転免許管理課）	5
<b>その他</b>	
○ 行政オンブズマンの運営状況の公表	6

## 告 示

### 沖縄県告示第234号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和5年第2回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年6月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 招集の期日 令和5年6月13日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

## 公 告

那覇市字天久潮満原の一部の位置境界不明地域内の土地について、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和52年法律第40号）第14条第1項の規定による調査及び測量を行い、地図及び簿冊を作成したので、同条第3項において準用する国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条第1項の規定により、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和5年6月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 地域 那覇市字天久潮満原の一部の地域（847番及び848番1）
- 2 地図及び簿冊の名称 沖縄県那覇市地籍図及び沖縄県那覇市地籍簿
- 3 調査及び測量の時期 令和4年12月23日から令和5年3月12日まで
- 4 閲覧期間 令和5年6月6日（火）から同月26日（月）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 5 閲覧場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県企画部県土・跡地利用対策課
- 6 誤り等の訂正の申出

- (1) 閲覧の結果、誤り等があると認める者は、閲覧期間内に知事にその旨を申し出ることができる。
- (2) 誤り等の訂正の申出は、書面によるので、印章を持参すること。
- (3) 誤り等の申出書は、閲覧場所において交付する。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年6月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年6月17日 沖縄県指令土第518号、令和4年9月9日 沖縄県指令土第677号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平善綱原195番6及び198番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字与那覇427番地1 TAKE ONE 203 大城弘樹
- 5 検査済証番号 令和5年5月12日 第4878号
- 6 工事完了年月日 令和5年4月17日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年6月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年3月23日 沖縄県指令土第284号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根南浜崎原549番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 佐賀県三養基郡基山町大字小倉437番地1 マウントヴィラ203号 金城修一
- 5 検査済証番号 令和5年5月17日 第4879号
- 6 工事完了年月日 令和5年5月9日

---

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年6月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する特定役務の名称 県立学校校内LAN保守管理業務委託
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和5年5月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) ローカルエリアネットワーク（以下「LAN」という。）の構築、運用又は保守のいずれかの業務に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書

- イ 法人にあつては、登記事項証明書  
ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書  
エ 直近の賃借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類  
オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類  
カ LANの構築、運用又は保守のいずれかの業務に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先  
ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。  
イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
- (3) 申請書等の受付期間 令和5年6月6日（火曜日）から同月20日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨  
ア 言語 日本語  
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期限 入札参加資格を付与された日から令和6年3月31日（日曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称  
(2) 住所又は所在地  
(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）  
(4) 使用印鑑  
(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの類  
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等  
(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。  
(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する県立学校校内LAN保守管理業務委託に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和5年6月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 県立学校校内LAN保守管理業務委託 一式  
(2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 履行期間 入札説明書及び仕様書による。  
(4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
    - ア 令和5年6月6日付け沖縄県公報定期第5127号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による県立学校校内LAN保守管理業務委託に係る入札参加資格を有すると認められた者
    - イ 沖縄県内に本社、支店又は営業所等を有すること。
    - ウ 障害対応業務体制証明書を令和5年6月20日（火曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、県立学校校内LANに障害が発生した場合において、本島内にあつては1日以内に、本島外にあつては2日以内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
    - エ 仕様書に定める主任技術者及び専任の技術者を配置できること。
  - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和5年6月6日（火曜日）から同月20日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和5年6月6日（火曜日）から同年7月14日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 3(2)に示す場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和5年7月19日（水曜日）午前10時
  - (2) 場所 沖縄県庁13階第1会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和5年6月6日（火曜日）から同年7月14日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所で交付又は沖縄県教育委員会のホームページから入手すること
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを

引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
- (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
  - ア 期限 令和5年7月18日(火曜日)午後5時
  - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) JOB  
Maintenance management of intra-school Local Area Network for okinawa prefectural school
- (2) DELIVERY DUE DATE  
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (3) BID OPENING  
Date and Time: July 19, 2023 (Wednesday) 10:00 a.m.  
Place: Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The First Meeting Room
- (4) POINT OF CONTACT  
Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,  
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan  
Telephone 098-866-2711

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年6月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 随意契約に係る物品等の名称、購入予定数量及び契約単価

物品等の名称	購入予定数量	契約単価
I C 免許証用カード基体	271箱	396,900円
新運転経歴用カード基体	14箱	150,600円
I C 免許証用インクリボン	124箱	140,000円
裏面印字用インクリボン	6箱	16,000円

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和5年4月26日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社DNPアイディーシステム 代表取締役 尾崎信太郎 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
- 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 6 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号

## そ の 他

沖縄県行政オンブズマン設置要綱（平成7年3月27日知事決裁）第18条の規定により、令和4年度における行政オンブズマンの運営状況を次のとおり公表する。

令和5年6月6日

沖縄県行政オンブズマン 吉 崎 敦 憲  
 沖縄県行政オンブズマン 真 栄 城 香 代 子

第1 令和4年度苦情申立等の概要

1 苦情申立等受付状況

(1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの書面による苦情申立受付件数は、16件である。そのほか、窓口・電話等での苦情が148件、相談・要望等が87件、問合せ・資料請求が11件で、苦情申立等の件数は、合計262件となり、前年度の258件より4件増加している。

機関別では、知事部局が最も多く、次に教育委員会となっている。知事部局の中では、知事公室及び子ども生活福祉部に係るものが最も多く、次いで土木建築部、保健医療部の順となっている。

第1表 苦情申立等件数一覧

事項 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
苦情申立（書面）	1		3	3	5				3	1			16
窓口・電話等での苦情	6	3	10	12	10	12	23	24	13	14	11	10	148
相談・要望等	4	7	4	9	1	6	6	16	6	19	6	3	87
問合せ・資料請求	1			2	1	2	2		1		1	1	11
計	12	10	17	26	17	20	31	40	23	34	18	14	262

(2) 苦情申立（書面）の受付件数は、知事部局が11件（商工労働部5件、子ども生活福祉部4件、環境部1件、土木建築部1件）、教育委員会2件、県の機関以外3件の合計16件となっている。

第2表 機関別苦情申立（書面）受付件数

機関 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	
知事部局	知事公室													
	総務部													
	企画部													
	環境部								1				1	
	子ども生活福祉部			3							1		4	
	保健医療部													
	農林水産部													
	商工労働部				3	2								5
	文化観光スポーツ部													
土木建築部	1												1	
出納事務局														

企業局													
病院事業局													
教育委員会								2					2
選挙管理委員会													
人事委員会													
監査委員													
労働委員会													
収用委員会													
海区漁業調整委員会													
内水面漁場管理委員会													
県の機関以外					3								3
計	1		3	3	5				3	1			16

注1 知事部局の中で1件の苦情について所管する部局が複数ある場合は、主な窓口となる部局に算入する。

2 県の機関以外とは、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第2条第2号に定める「県の機関」以外をいう。(国、市町村、外郭団体等)

2 苦情申立(書面)処理状況及び苦情内容

(1) 苦情申立(書面)処理状況

令和4年度の苦情申立(書面)の処理状況は、前年度からの調査継続1件、令和4年度に受け付けた16件、合計17件を処理した。

処理済みの内訳は、申立ての趣旨に沿ったもの2件、行政に不備がなかったもの10件、所管外のもの5件となっている。

第3表 苦情申立(書面)処理状況

処理区分	件数
1 申立人に結果通知したもの(苦情調査結果通知書送付)	12
(1) 申立ての趣旨に沿ったもの	(2)
ア 提言したもの	
イ 意見表明したもの	
(2) 行政に不備がなかったもの	(10)
2 所管外のもの	5
(1) 苦情を調査しない旨の通知書送付	(5)
(2) 移送	
3 その他のもの(苦情を調査しない旨の通知書送付)	0
(1) 申立人自身の利害を有しないもの	
(2) 苦情に係る事実のあった日から1年を経過しているもの	

(3) 虚偽その他正当な理由がないもの	
(4) 調査することが適当でないもの	
4 調査を中止したもの	0
5 取り下げられたもの	0
処理済合計	17
6 未処理分（次年度へ調査継続のもの）	0
総計	17

(2) 苦情申立て（書面）の趣旨及び調査結果

令和4年度に処理した苦情申立ての趣旨及び調査結果は、次のとおりである。

(令和3年度受付)

ア 生活保護者の訪問マッサージ利用について（子ども生活福祉部）

〔趣旨〕 生活保護者の訪問マッサージ利用について整形外科医の同意を求めることは不当ではないか。

〔結果〕 当職としては、子ども生活福祉部は今回の申し立てについて、生活保護関係法令及び関係通知等に基づき、被保護者の主治医及び南部福祉事務所嘱託医の意見を踏まえた上で、整形外科医の同意が必要であることや施術給付方針を決定していることから、適切に医療扶助の給付決定がなされているものと判断した。

(令和4年度受付)

イ 隣地との間の既設ブロック塀について（土木建築部）

〔趣旨〕 隣地との間の既設のブロック塀が建築確認申請書図面のとおりに施工されていないのは建築基準法違反ではないか。

〔結果〕 当職としては、今回申し立てについて、土木建築部の調査を行ったところ、既設ブロック塀は、建築確認申請で設定された敷地の外にあり、同申請及び完了検査の審査対象外であるものとする。

ウ NPO法人の令和2年度事業報告書等への疑義について（子ども生活福祉部）

〔趣旨〕 子ども生活福祉部が所管するNPO法人の令和2年度事業報告書等について疑義がある。

〔結果〕 本件苦情は、監査委員から決定通知が行われており「判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項」に該当するため調査しないこととした。

エ NPO法人に対する行政行為の不作为について（子ども生活福祉部）

〔趣旨〕 子ども生活福祉部が所管するNPO法人に対する行政行為の不作为がある。

〔結果〕 本件苦情は、令和元年度については、「当該苦情に係る事実のあった日から1年を経過しているとき」に該当し、令和2年度については、監査委員から決定通知が行われており「判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項」に該当するため調査しないこととした。

オ 県からの封書が閉じられずに郵送されたことについて（子ども生活福祉部）

〔趣旨〕 子ども生活福祉部から送付された申立人あての封書が閉じられずに郵送された。

〔結果〕 当職としては、個人情報の保護を図る上から、封筒により文書を送付する際には封かん等を実際に行うことが、当然なことであるとする。

今後、子ども生活福祉部においては、文書の発送に当たって、封かん等のダブルチェックを実施し、再発防止対策を講じるよう、当職から同部あて申し入れた。

カ うちなーんちゅ応援プロジェクト8期・9期・10期の不支給について（商工労働部）

〔趣旨〕 うちなーんちゅ応援プロジェクト8期・9期・10期不支給理由の自主的休業・営業実態に対する調査内容の信憑性に関する事等及び早急に協力金の支給を求める。

〔結果〕 当職としては、商工労働部は協力金申請受付要項に基づき、支給要件に合致しているかについて、定められた手順に従い、適切に審査を行っているものと判断した。



当職から同部に対し、今後、県警等関係機関との連携を一層強化し、不正受給の事実が判明した場合には、厳正に対処するよう申し入れた。

キ うちなーんちゅ応援プロジェクト協力金の支給・不支給の判断基準等について（商工労働部）  
[趣旨] うちなーんちゅ応援プロジェクト協力金の支給・不支給の判断基準が明確になっていない。また、的確な理由を答えられる窓口がない。

[結果] 当職としては、商工労働部は協力金申請受付要項に基づき、支給要件に合致しているかについて、定められた手順に従い、適切に審査を行っているものと判断した。

ク うちなーんちゅ応援プロジェクト協力金の支給・不支給の判断基準等について（商工労働部）  
[趣旨] うちなーんちゅ応援プロジェクト協力金の支給・不支給の判断基準が明確になっていない。また、憲法29条第3項について県としてどうとらえているか。

[結果] 当職としては、商工労働部は協力金申請受付要項に基づき、支給要件に合致しているかについて、定められた手順に従い、適切に審査を行っているものと判断した。

ケ 警察法第79条に基づく「苦情申立書」の処理について（県の機関以外）

[趣旨] 警察法第79条に基づく「苦情申立書」の回答書が3週間経過したが受理できていない。処理が放置されている。

[結果] 本件苦情については、県の機関の業務の執行に関する事項ではないため、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第3条に規定する行政オンブズマンの所管には該当しないことから調査しないこととした。

コ 「自主的休業」を理由にしたコロナ協力金の不支給について（商工労働部）

[趣旨] コロナ協力金において「自主的休業」を理由に不支給になった。周辺店舗の状況を見ても到底納得できるものではない。休業の定義を明確にして欲しい。

[結果] 当職としては、商工労働部は協力金申請受付要項に基づき、支給要件に合致しているかについて、定められた手順に従い、適切に審査を行っているものと判断した。

当職から同部に対し、今後、県警等関係機関との連携を一層強化し、不正受給の事実が判明した場合には、厳正に対処するよう申し入れた。

サ 警察本部長あてに送付した文書の回答の連絡について（県の機関以外）

[趣旨] 沖縄県警察本部長あてに送付した文書の「ご検討していただく事項」の回答の連絡が2か月半経過したが連絡がない。放置されている。

[結果] 本件苦情については、県の機関の業務の執行に関する事項ではないため、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第3条に規定する行政オンブズマンの所管には該当しないことから調査しないこととした。

シ 自主休業扱いによる協力金の不支給について（商工労働部）

[趣旨] 従業員が喉の痛み風邪気味・濃厚接触者となったので店を休んだことが、自主休業扱いとなり、協力金が不支給となったことは納得できない。

[結果] 当職としては、商工労働部は協力金申請受付要項に基づき、支給要件に合致しているかについて、定められた手順に従い、適切に審査を行っているものと判断した。

当職から同部に対し、今後、県警等関係機関との連携を一層強化し、不正受給の事実が判明した場合には、厳正に対処するよう申し入れた。

ス 警察本部長あてに送付した文書の回答について（県の機関以外）

[趣旨] 沖縄県警察本部長あてに送付した文書の回答が電話連絡にてありましたが、なぜ、道路に当たらないのか具体的な説明がないので、理解できず不満です。

[結果] 本件苦情については、県の機関の業務の執行に関する事項ではないため、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第3条に規定する行政オンブズマンの所管には該当しないことから調査しないこととした。

セ 赤土等流出防止に関する県職員の指導のあり方について（環境部）

[趣旨] 赤土等流出防止に関する北部保健所職員の指導は適正に行うようにして欲しい。

[結果] 当職としては、環境部は沖縄県赤土等流出防止条例に基づき、適切に指導を行っているものと判断した。

ソ 県立高校校長・教頭の監督責任、不誠実な対応について（教育委員会）

[趣旨] 県立高校校長・教頭の監督責任、不誠実な対応について、早急な対応を要求します。

〔結果〕 当職としては、教育委員会及び学校はお互い情報共有を図り、学校は退部した生徒及び部員へのアンケートの実施や聞き取りを行うとともに、法律の専門家であるスクールロイヤーの助言を受けながら検討を行った結果、顧問を部活動の指導から外す対応をとっており、慎重に対応しているものとする。また、部員に対しては副顧問が精神的なケアを行い、退部した生徒に対しては養護教諭等がカウンセリングを行い、日常的な観察を担当が行い、管理者へ報告体制がなされる等の取り組みがなされており、適切に対応しているものとする。

タ 沖縄県教育委員会の監督責任、不誠実な対応について（教育委員会）

〔趣旨〕 沖縄県教育委員会の監督責任、不誠実な対応について、早急な対応を強く望みます。

〔結果〕 当職としては、教育委員会及び学校はお互い情報共有を図り、学校は退部した生徒及び部員へのアンケートの実施や聞き取りを行うとともに、法律の専門家であるスクールロイヤーの助言を受けながら検討を行った結果、顧問を部活動の指導から外す対応をとっており、慎重に対応しているものとする。また、部員に対しては副顧問が精神的なケアを行い、退部した生徒に対しては養護教諭等がカウンセリングを行い、日常的な観察を担当が行い、管理者へ報告体制がなされる等の取り組みがなされており、適切に対応しているものとする。

チ 「いじめ重大事態」再調査は不要の通知等の回答について（子ども生活福祉部）

〔趣旨〕 申立人から県あてに令和4年12月6日付け書面で送付した「いじめ重大事態」再調査は不要の通知、説明の場についての回答を書面にいただきたい。

〔結果〕 当職としては、行政における事務処理に当たって、文書による照会、依頼等に対する通知、回答等は文書によることが通例であるとともに、法令等の規定の有無にかかわらず、確実性や客観性等の観点から文書により行うことが適切であるとする。

当職は、今回申立について、子ども生活福祉部は申立人に対し、文書による通知、回答を行うよう助言した。

3 窓口・電話等での苦情・相談

苦情申立ては、文書によることとされているが、窓口・電話等での苦情・相談についても、できる限り対応している。

第2 提言及び意見表明

令和4年度は、行政オンブズマンから県の機関に対する是正等の措置を講ずる提言及び制度の改善を求める意見の表明はなかった。

第3 その他運営状況

1 関係機関との連携

県民の苦情や相談は、県の事務に限らず、市町村又は国の事務に関する場合も多く、これらの苦情等についても、市町村の相談窓口、総務省沖縄行政評価事務所等と連携を図りながら事務処理を行っている。

2 インターネットによる県民への情報提供

行政オンブズマンへ寄せられた県民からの苦情・相談内容等を県のホームページに掲載し、広く県民に情報を提供した。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---